

2021年11月15日

岡山市長 大森 雅夫 様

岡山市教育長 菅野 和良 様

日本共産党岡山市議団

団長 竹永 光恵

2022(令和4)年度 岡山市予算編成要求書

—コロナ禍で、誰ひとり取り残さない岡山市を—

1 新型コロナ対策を最優先に

(1)第6波に備え、感染拡大の防止と社会・経済活動を両立させるために。

- ①感染拡大が落ち着いている間に、これまでの感染状況について、患者ごとの追跡調査も含め精密な検証を行うこと（年代・職業・症状別・感染経路など感染者ごとの特徴、民間検査機関を含めた検査の数・受検理由・、入院・療養やその間の症状の変遷と対応など）。検証は外部の専門家を交えて行うこと。結果は公表すること。
- ②応援体制の充実のために、応援に入った職員、応援を出した職場、応援を受け入れた保健所職員などにアンケートを取り、課題を抽出すること。応援の体制、指導のやり方、応援職員に任せることの整理、指揮命令系統の整理など、次への備えを進めておくこと。
- ③希望すればだれでも、いつでも、何度でも、無料で、大規模、頻回に PCR 検査を受けられるようにすること。まずは、医療、介護、保育、学校、障害児・者施設など、社会活動上不可欠な施設の従事者は、症状の有無に関わらずいつでも何度でも受けられるようにすること。
- ④持病や急病の人が発熱した場合に、医療機関からたらいまわしにされた事例を聞いている。他病の治療が遅れ重篤化すると、患者本人はもとより医療機関にも医療保険財政にも負荷がかかることになる。早期対応の観点から発熱したら必ず PCR 検査を無料で受けられるようにすること。

(2)避難所での新型コロナの感染防止策を強めること。

- ①避難所や避難場所の数を、教室やホテル等、私立学校なども視野に入れて増やすこと。新規の避難所等については、直ちに公表・周知すること。
- ②車中避難への対応を強化すること。それぞれの避難所について、開設と同時に車中避難できるかどうかをわかりやすく周知できるようにすること。
- ③高齢者や障害児・者をはじめ様々な配慮を必要とする方について。
 - a) 福祉避難所は、感染対策の観点から、従来からの利用者以外の避難受け入れはすべきでなく、配慮を必要とする避難者への対応は、ホテル等の活用を第一とすること。
 - b) 配慮を必要とする方について、通所系施設の利用者など昼と夜で状況の異なる方がいることも考慮して、日ごろ利用している施設と地元自主防災組織等が連携して避難支援できるよう市が責任を持つこと。

(3)コロナ禍での経済支援として、消費税の減税は網羅的で即効性があり、効果が非常に高い。国に消費税の減税を求めること。

(4) 経済的に困窮化した市民への支援を強化すること。

- ① 市独自の給付金など、支援策を講じること。
- ② 市民の経済状況にみあった税・料・水道料金の減免を創設すること。特に上下水道は政令市比較でも高い状況にある。企業会計を圧迫しない仕組みで低所得者減免の導入を検討すること。

(5) 中小企業・個人事業主等は、商工団体の調査でも深刻な状況となっている。今後の状況に応じて、継続的・総合的な支援を進めること。

- ① 支援金等については、継続的なものに拡充すること。
- ② 支援策の実施に当たっては、減収要件を厳しくしないようにするなど対象を広くとらえ、手続きもできる限り簡便なものとする。
- ③ 税や料金の減免制度を拡充すること。
- ④ 事業者に対して、家賃などの固定費や消毒・衛生資材の費用などを補助すること。

(6) コロナ禍の影響で米価が大暴落している。県内の 2021 年産米は、ほとんどの銘柄で農協の概算金が 1 万円を下回る恐るべき事態となっている。国に緊急に対応を求めるとともに、市としても緊急に米農家を支援すること。

- ① 国に、市場余剰米の買い取り・隔離などによる米価下支えをするよう意見すること。
- ② 市として、米農家に米価下落を補填する支援金を支給すること。

(7) 医療や介護の事業者と従事者に対する支援は十分ではない。市として支援を強めるとともに、県や国にも働きかけること。

- ① 新型コロナウイルス感染症対策に関する掛かり増し経費補助では補いきれていないとの声がある。市として実態を把握し必要額を補助すること。
- ② 医療・介護従事者に対し、岡山市独自の支援金を支給すること。
- ③ 従事者、利用者、出入り業者やその周辺の人に対して、事業者が感染防止のために必要と判断して行う PCR 検査については、その費用を支援すること。
- ④ 緊急包括支援交付金をはじめ、2021 年度中に打ち切られた事業所や従業員支援の補助金等について、県に復活を求めること。

(8) 市民の暮らしや経済状況について。

- ① 学生を含む様々な階層・属性の市民に対してウェブを含む様々な手法を活用してアンケートを行い、影響を把握すること。
- ② 市内在住の学生等については、家賃、交通費、食糧の支援などを行うこと。

(9) 学校・園において、子どもたちと教職員を守るために。

- ①少人数学級化を加速化すること。
 - ②PCR 検査を拡充して行うこと。
 - a) 教職員に対して、ワクチン接種の有無に関わらず、定期・頻回の検査を実施すること。
 - b) 児童・生徒やその家族等に、1 人でも陽性者が出た場合は、濃厚接触者の特定を待たず、速やかにクラス全員等広範囲に検査を行うこと。
 - ③感染した児童・生徒の感染経路、感染者の分布、学校の対応などについて分析し、結果は公表すること。
 - ④「出席停止」について、児童・生徒一人一人の休んでいる理由や傾向や期間、本人の意向か保護者の判断か、それぞれに応じた学校側の対応、学校全体や市教育委員会全体としての「出席停止」への対策などについて分析し、結果は公表すること
 - ⑤コロナ禍において、学校の「荒れ」や家庭の貧困状況が懸念される。子ども達の心のケアに、これまで以上に注力すること。
 - a) スクールソーシャルワーカーを学校に常駐させること。
 - b) スクールカウンセラーを全校配置すること及び勤務時間等を拡充すること。
 - ⑥家庭でオンライン学習をする際に貸し出す Wi-Fi 機器の通信料金は、公が保障すべき教育の費用として、家庭の負担としないようにすること。
- (10)様々な事情でワクチン接種をできない人が、不利益をこうむったり差別されたりすることのないよう、市民への啓発を強めるとともに、市の政策展開にあたって留意すること。

2 災害から市民生活を守るために

- (1)「まず自助・共助で、それで足りないところを公助で補う」発想はやめ、「公が第一に責任を持つべき」の立場に立って、市の計画を制改定すること。「自助・共助」は、発災時に自分たちの命を守るための意識や構えの問題である。
- (2)ハザードマップの改善・充実を。
- ①所管、種類、想定降雨量などが異なるものが併存しており、市民にとって分かりにくい。また、市ホームページでの検索もわかりにくい。市民の立場に立って、発行や情報提供に関する所管部局を統一すること。
 - ②前提とする雨量は、過去実績にとらわれず、最大想定を用いること。
- (3)自主防災組織を実効性あるものに。

- ①自主防災組織は、町内会や地域任せにせず、市として確立まで責任を持つこと。
- ②市は、小さい町内会の自主防災組織を学区や地区の自主防災組織に代行させるやり方を取っているが、実際の発災時には支援が行き届かない恐れがある。自力で自主防災組織を機能させられないところにこそ、市が出向いて行って、避難計画の策定や避難訓練の実施などを支援すること。
- ③マンションなどの集合住宅では、そもそも町内会がないとか、地域の町内会に加入していても実際にはカバーされていない状況がある。高層化に伴う特性や高齢化などの現状も踏まえ、入居者や町内会任せにせず、市として直接対応すること。

(4)要配慮者が避難できるよう市として責任を持ち、直ちに対策を行うこと。

- ①避難行動要支援者の個別支援計画は、全対象者分の見通しを立てること。
- ②昼間の発災などに際しては地域の企業等との連携も重要となることを踏まえ、自主防災組織等での策定に際して丁寧な支援を行うこと。

(5)防災、内水害対策については、近年の豪雨災害等を踏まえて対応をさらに強化すること。都市排水、堤防強化など、県・国等とも連携しつつハード整備を急ぐこと。

(6)2018年西日本豪雨災害に関して

- ①全ての被災市民の現状と生活再建状況を把握すること。住家再建の有無に限定せず、健康や介護の状況、仕事の状況なども含め総合的に把握すること。
- ②調査を踏まえて、必要な支援を行うこと。希望する方には、支援策を延長するよう、国に申し入れること。

3 福祉施策・制度の前進を

(1)子ども医療費について、岡山県内で最低の現状は、子育て支援の推進に逆行し、他市町とのバランスも悪く、拡充が必要である。

- ①無料化の年齢を拡大すること。
- ②国・県に、制度化を強く求めること。
- ③障害児についても早急に無料化にすること。

(2)国民健康保険は、安心して医療を受けられる制度にすること。

- ①一般会計からの政策的繰入を行うなどして、払える保険料に引き下げること。
- ②経済的に困難な市民を支える政策判断のもとに一般会計から必要分を補填して、以下の負担軽減策を、市として実施すること。
 - a) 多子減免制度を創設すること。

- b) 国の動向を待たずに、所得制限なしで18歳までの均等割軽減を行うこと。
- c) 傷病手当金はコロナにかかわらず制度化すること。現在のコロナ対応は、自営業者やフリーランスにも対象を拡大すること。
- d) 市の「4割減免」を、低所得者の負担軽減に有効に機能するよう見直すこと。

③保険証取り上げをやめること。

④保険料の賦課限度額を大幅に引き上げて負担の累進性を強化するよう国に求めること。

(3)介護の諸制度は、累次の改悪で本人負担が重くなり、現場や利用者やその家族に様々な矛盾が生じている。岡山市の真摯な対応を求める。

①保険料や利用料について、市独自の減免制度を創設すること。保険料については、賦課限度額を大幅に引き上げて負担の累進性を強化するよう国に求めること。

②介護人材の確保と処遇改善のために、市として独自の取組を行うこと。

③ペナルティ回避のため、保険料は時効を超えても払えるようにすること。国に制度改善を求めること。

④2021年8月の介護保険負担限度額認定制度の基準改定により負担が増えた利用者の実態調査を行うこと。国に改善を求めること。

⑤社会福祉法人減免の利用者負担軽減と法人への税制優遇について、国に拡充を求めること。

⑥市として9期計画を待たず、市民と施設の実態を把握して、必要な施設整備を進めること。

(4)制定から10年を経過したがん対策推進条例について、あらためて意義を見直し、施策を拡充すること。

①市独自の計画を策定すること。

②がん検診の受診率を、自治体健診に限らず全体を視野に入れて把握し、目標を持って引き上げること。

(5)生活保護について、受給者の人権を大切に、寄り添った対応を心がけるとともに、市民に制度の正しい理解を広げるよう努めること。

①特に持病のある方や単身世帯、高齢者のみの世帯などに対して、訪問して会う回数を増やし、孤独死を防止すること。

②扶養照会は、本人の意向を尊重し、原則不要とすること。

③受給者の人権と命、健康を守る立場に立ち、以下を実施すること。

a) 生活保護世帯にエアコンを設置すること。

b) 灯油代など暖房費用を支給すること。

c) 生活保護申請の壁を低くするために「生活保護は権利です」の啓発ポスター

をつくること。

(6) 経済的に厳しい状況に置かれている市民への対策を強化すること

- ① ひとり親世帯や生活困窮世帯への経済支援を拡充すること。
- ② 自立支援の必要な若者への支援を進めること。
 - a) 対象者をアウトリーチで見つけ出し、つながっていく仕組みづくりを進めること。
 - b) 担当制でマンツーマンに関わり、自立まで長期的、専門的、継続的に支援できる仕組みづくりを進めること。
 - c) 社会経験を段階的に積めるようにすることや、居場所の提供などを行えるようにめざすこと。
- ③ 収入が生活保護基準を上回り、通常であれば何とか生活を営めても、病気など突発事態が発生すれば一気に生活基盤が崩される低所得層からの相談が増えている。これらの世帯には、一時的な貸付等が生活の立て直しに有効な施策だが、コロナ以前の社協の貸付は実績が皆無に近く、セーフティネットとして機能しているとは言い難い状況にある。市として、社協の制度も含め、貸付制度を充実させること。

(7) 無料低額診療の拡充と周知を。

- ① 院外調剤薬局の薬代を助成すること。
- ② 必要な方が使える制度にするよう啓発を強化すること。

4 子どもの健やかな成長のために

<就学前教育・保育に関して>

(1) 市立幼稚園、保育園の廃止・民営化計画を中止すること。

(2) 保育園の副食費を無償にすること。

(3) 保育士を増やす施策を強化すること。

- ① 児童の成長発達や安全確保と共に、労働環境の改善で職場定着率の向上に資する観点からも、保育士の配置基準を引き上げること。特に0歳児2：1、1・2歳児5：1は速やかに実現を目指すこと。
- ② 市立園の正規保育士の採用数を増やすこと。
- ③ 市立保育士の育児短時間勤務制度は、本人が希望した場合には必ず取得できるようにすること。

- ④私立保育士について、処遇の引き上げや労働環境の改善を進めること。
- ⑤看護師を、保育士代替ではなく専任で、全園に配置すること。アレルギー対応を強化すること。

(4)待機児童解消推進にあたって。

- ①市立こども園整備でなく認可保育園整備を進めること。
- ②特認登録保育施設や企業主導型保育施設、緊急的な一時預かりを受け皿のカウントに含めないこと。
- ③3歳児預かり保育を全ての市立幼稚園で実施すること。

(5)障害児保育について、拠点園方式をやめること。私立を問わず、どの認可保育園でも障害児が全員入園できるよう、人員体制と施設整備を拡充すること。

<学童期以降の子ども達に関して>

(6)放課後児童クラブについて。

- ①待機児童が出ないように、施設整備と人員確保を行うこと。
- ②市立クラブについて。
 - a) 保育指針に沿った保育計画をつくり、体験を充実させることなど、発達保障にとりくむこと。
 - b) 土曜や延長などの拡充部分だけでなく、行事や手作りおやつなどできなくなったことも含め、実際に行われている保育の中身についても、市立化の検証を行うこと。
 - c) 支援員について、職業として選べる処遇に改善を図ること。
 - d) そのために、市の財政支出を増やして、保護者負担を増やさずに拡充を進めること。
- ③市立に移行しないクラブについて。
 - a) 将来にわたって不平等な扱いをしないようにすること。
 - b) 国の補助メニューをフル活用して、施策を充実すること。

<多年代に関わって>

(7)子ども貧困対策を強化すること。

- ①子ども貧困対策に関する独立した計画を策定し、専門部署を設けること。
- ②就学援助は、生活困窮家庭の実情を踏まえたものに改善すること。
 - a) 認定基準を引き上げること。
 - b) 修学旅行、PTA会費等、費目の全てを実費で支給すること。
 - c) 新入学学用品費は、新年度の物品購入に間に合うように支給すること。
- ③給付型奨学金は、対象及び額を拡充すること。

④自転車保険や自転車用ヘルメットの費用を補助すること。就学援助制度や生活保護制度において給付対象とすること。

(8)多胎児育児支援について、国のメニューを活用して拡充し、経済的負担の軽減をはかること。

①育児ヘルパーは、専門的な知識・技術のある者を派遣するようにすること。

②国の補助メニューで岡山市が制度化していないものについて、制度化を図ること。

(9)児童虐待の防止・早期発見と、被害児童への支援を強化すること。

①児童虐待の把握に努め、いち早く対応すること。

②こども総合相談所の人員体制のさらなる充実につとめること。

③一時保護所の人員体制を改善、充実させること。特に保育士については、施設の性質にかんがみ、専門性と経験を備えた職員を本人の希望に基づいて配置すること。

(10)ヤングケアラーについて、実態を把握すること。支援の仕組みと支援策を、専門家を交えて構築すること。

5 子どもたちの育ちと学びを支える学校を

(1)将来的に 20 人前後となるよう少人数学級化を目指すこと。そのための正規教員増を行うこと。

(2)学校給食について。

①学校給食は無償化すること。少なくとも、文部科学省の方針にも反している燃料代の保護者負担は、ただちに解消すること。

②調理は、自校方式中心とすること。全中学校をセンター化する方針を撤回すること。

③岡山学校給食センターは、大規模化をやめること。

④これまでの方針と取り組みについて、審議会や運営検討委員会以外にも広範な市民を交えて検証を行い、給食のあり方について市民的議論を行うこと。

⑤調理業務の民間委託をやめ、全校直営での調理に戻すこと。

(3)総合教育会議の政治的中立性を保つこと。

(4)平和教育について。

- ①具体的取り組みは各学校の主体性に任せるとしても、教育委員会として一定の方針や取り組み事例を示すこと。
 - ②空襲展示室は、義務教育期間中に誰もが1回は施設を訪れて学習できるようにすること。
- (5)不登校支援について、全ての子どもに教育を保障する立場に立つこと。
- ①全ての子どもの教育確保と居場所確保の両面から施策を進めること。
 - ②遠隔支援も含め、実質的な学びの保障を強化すること。取り組みは、授業日数に含められるようにすること。
 - ③民間支援団体と積極的に連携し、対象全体の居場所確保をすすめること。
 - ④適応指導教室は、名称を変更すること。
- (6)図書館司書及び栄養職員は、全ての市立学校に正規で配置すること。
- (7)山南学園には、小学校相当及び中学校相当のそれぞれに、図書館司書、栄養士、保健教諭を配置すること。
- (8)全ての特別教室にエアコンを設置すること。体育館にも常設型を検討すること。各校に配備されているスポットクーラーは、体育館での活動に使えることを明確にすること。
- (9)岡山市学力アセスは中止すること。全国学力テストには参加しないこと。
- (10)公立夜間中学について、設置すること。
- (11)校納金同意書は、廃止すること。
- (12)医療的ケア児への学校での支援は、普段から信頼関係を築けている看護師が行えるようにすること。
- (13)制服は、性的多様性に対応できるよう、児童生徒や保護者と話し合っ、有無を含め検討していくこと。
- (14)防災教育と称して自衛隊を呼ぶのをやめるよう教育委員会として方針を確立すること。

6 地域の農業を持続可能なものとするために

(1) 農家支援を拡充すること。

- ① 農業の価格保障・所得補償の拡充、戸別所得補償制度の復活を国に求めること。
- ② 米作農家への支援として、ふるさと納税の返礼品に市内産米を活用することや、市が買い上げて食糧支援に活用することなど、市独自の支援策を構築すること。
- ③ J Aの統合等で弱体化しているとされる技術や経営に関する地域での指導について、市として取り組むこと。

(2) 鳥獣害対策を強化すること。

- ① イノシシの個体数を減らす計画を立てること。広域連携も視野に、実態把握を含めた総合的な対策を検討すること。
- ② ジビエで経営が成り立つように、処理や加工の施設やジビエカー等の整備を進めること。

7 住民本位のまちづくり、交通政策の推進を

(1) 立地適正化計画に関わって。

- ① 市街地の拡大の大きな要因となっている50戸連たん制度は、立地適正化計画とも大きく矛盾している。廃止すること。
- ② 空家について、特に市街地で利活用されていない事例があり、対応が必要となっている。
 - a) 利活用・再生を抜本的に促進するための税制優遇・購入補助などの仕組み、制度を構築すること。
 - b) 所有者が多数で利活用困難な空家の放置が増えている現状に鑑み、国に対策を求めること。

(2) 再開発事業は、コロナ禍による社会変化を踏まえ、個々の事業の採算性について市として再検証し、中止も視野に入れること。根本的には、市として全体のまちづくりの方針を持つこと。とくに、巨額の公費投入が前提となっている点から、件数制限を設けること。

(3) 公共交通について。

- ① 交通政策は、交通不便地域20万人を解消していく目標を立てること。
- ② 地域公共交通維持のための恒常的な予算を抜本的に増やすこと。
- ③ フィーダー交通について、整備計画を策定し、実施を急ぐこと。

- ④高齢者、障害者、妊婦などの交通弱者に対して、免許返納に対しての福祉施策と外出促進の両面から、タクシーチケットの配布など交通費への助成を行うこと。
- ⑤デマンド型タクシーについて、利用料引き下げと地元負担解消をはかること。高齢者・障害者の半額割引の対象とすること。
- ⑥国の方針改定を踏まえ、1日2000人以上利用の駅のバリアフリー化を急いで進めること。特に、JR上道駅にエレベーターを設置すること。JR大多羅駅のスロープを改善すること。

(4)市営住宅について。

- ①空き住戸の改修を進め、募集数を大幅に増やすこと。全体の管理戸数をこれ以上減らさないこと。
- ②家賃を引き下げること。
- ③共用階段の手すり設置などバリアフリー化を早急に進めること。
- ④市外現住者も応募可能とすること。
- ⑤火事や措置用の住居に、家具什器をそろえること。
- ⑥近年では民間賃貸住宅でもエアコンはあらかじめの設置が一般的となっていることも踏まえ、住宅設備として設置を検討すること。
- ⑦火災や大規模災害などの発生時にどう避難すればいいかわからないとの声が入居者から上がっている。入居者の避難について、仕組みの構築が遅れているとの声がある。入居者や町内会等任せにせず、自主防災組織づくりや避難計画づくりなど、団地ごとに必要な事柄を明確にして、市として取り組むこと。

(5)芸術創造劇場の利用料や付属設備使用料について、市民の料金負担が今よりも増えないようにすること。学生や福祉団体等の利用については、恒久的な料金減免の仕組みを構築すること。

(6)巨大アリーナ建設に対して、公費投入しないこと。

(7)地場企業・事業者支援で波及効果も期待できる住宅リフォームや、商店のリフォーム助成制度を創設すること。

(8)インボイスの導入中止を国に求めること。

(9)北斎場について、周辺の環境への影響調査を継続するとともに、住民への丁寧な説明を続けること。

8 自然・生活環境を守っていくために

(1)CO2 実質排出ゼロを目指す立場で。

- ①市として、二酸化炭素排出ゼロを実現していくためのロードマップを、具体的な内容で策定すること。
- ②住宅の太陽光発電や各種の機器（自然エネルギー活用や省エネ機器など）の設置数目標、節電目標など、身近でわかりやすい目標数値と取り組みを数多く提起し、市民や事業者が積極的に取り組めるようにすること。
- ③すべての市有施設で再生可能エネルギーによる電気の確保ができる取り組みを推進すること。太陽光設置にあたって各局共通となるよう指針を示すこと。未利用地を太陽光発電等に活用すること。
- ④市内事業所に対し、再生可能エネルギー導入を促進する補助制度を抜本的に拡充すること。市民が地域で取り組めるエネルギー事業など先進事例を研究し、公表すること。
- ⑤電気自動車購入補助、蓄電池、太陽光設置について、重点的に補助率を拡充し、周知すること。
- ⑥有料ごみ袋について、石油由来原料を使わないこと。

(2)焼却ごみは抜本的に減らす立場に立つこと。

- ①ごみ処理基本計画の改定にあたっては、明確な目標と計画を盛り込むこと。
- ②生ごみはたい肥化などにより、抜本削減をめざすこと。民間も含めたい肥化施設を整備するなど、重点的に減らすことを検討すること。
- ③プラごみを含め、現在の市の資源化率の目標は抜本的に引き上げ、将来的には100%を目指すこと。ごみの分別・減量化は、住民説明会を徹底するなど、市民理解を得るようにしながら進めること。リサイクル推進員など町内単位の資源化ゴミ出しが負担にならないよう、補助などを拡充すること。
- ④焼却場は、将来的に2カ所体制をめざすこと。広域処理施設計画は中止を含め再考すること。

(3)事業系ごみについて。

- ①処理費用は100%事業者負担となるよう手数料を設定すること。
- ②事業者は分別・再資源化を徹底するよう強く指導すること。

(4)ごみ収集有料化によるごみ減量は図られていない。自治体本来の業務として無料に戻すこと。

(5)粗大ごみは、無料回収日を設けること。

(6)大規模太陽光について、地域の自然・生活環境の保全や防災の観点から、設置を規制する条例を制定すること。

(7)海ごみについて、県や関係市町村等と協力して、実態把握に努めること。削減の目標と計画を持つこと。ボランティア団体等への支援を強化すること。

(8)ソーラーシェアリングについて、営農継続と自然エネルギー拡大の両面から、取り組みが拡大するよう市として支援に取り組むこと。

9 誰もが大切にされる社会をつくっていくために

(1)「今後における同和問題解決の基本方針」は速やかに廃止すること。

(2)DV 被害者支援について。

①被害者の自立まで一貫した支援ができるよう人員体制の拡充など支援策を構築すること。

②配偶者暴力防止相談支援センターの相談員は専門職として位置付け、正規化し、育成に努めること。

(3)性暴力の被害者支援を強化すること。

①市民病院が民間団体とも連携しつつワンストップ相談窓口を設け、24 時間対応できるようにすること。

②被害者にアフターピルが提供できる仕組みを構築すること。

③被害者救済と性暴力未然防止の観点での刑法再改正を国に働きかけること。

④学校教育の中にリプロダクティブ・ヘルス＆ライツの考え方を位置づけ、市と教育委員会が連携して推進すること。「性的同意」の適切な理解や、望まない妊娠を減らす意識醸成につながる性教育のプログラムを、専門家の協力を得てつくること。

⑤性暴力の根絶のため、「同意のない性行為は犯罪」などの内容のパンフレット等の作成経費を、市として予算化し、啓発につとめること。

(4)仁愛館について。

①自立やその後のフォローを含め一貫して支援できる施設とすること。

②トイレ・風呂付の個室を基本として大規模改修すること。

③入所する母子が社会経験や人間関係の経験を積んでいく観点から、他市事例も参

考に、町内会など地域団体や行事等への参加などを通して地域と繋がれるようにすること。

(5)さんかく岡山内に、主に若年層を対象とする支援拠点をつくること。気軽に立ち寄れるカフェや「まちかど保健室」などを検討すること。

(6)「生理の貧困」問題に取り組んでいくために、まず、学校のトイレに常設する予算を確保すること。

(7)「女性が輝くまちづくり推進課」は、性の多様性やダイバーシティ推進が言われる中で女性に特化するものではない政策をすすめる観点から、課の名称を変更すること。

(8)子ども貧困などの支援団体について、コロナ禍で活動できなくなっているところの実情を把握し、新たな支援を構築すること。

(9)パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携を強化すること。県内や政令市で同様の制度が広がるよう先行市として働きかけること。

(10)選択的夫婦別姓制度の導入をめざし、国に働きかけること。

10 岡山市の行政のあり方について

(1)市として事業の不急度合いや内容をあらためて精査し、中止、凍結、延期、事業規模縮小などの見直しを行ってコロナ対応財源を作り出すこと。具体的には、路面電車の駅前乗入及び広場改修、吉備線LRT化、本庁舎整備、苫田ダム受水費について見直すこと。

(2)地域の市民サービス拠点のあり方を抜本的に再検討すること。中学校区単位でのフルセット型出張所を設置することで、市民サービスを身近で迅速に提供できるようにすると共に、本庁機能の縮減でトータルコストを低減させること。(フルセット型＝高齢者、子育て、障害児・者、まちづくり、防災の機能を備えたもの)

(3)職員は正規を基本とすること。職員体制は激甚災害や感染症の蔓延に備えたものにする。

①特に以下の職種については、速やかに必要数をすべて正規化すること。

- a) 公民館職員
- b) 保育士
- c) 図書館司書
- d) 栄養職員
- e) 保健師

②「官製ワーキングプア」を生んでいる現状を直視し、非正規職員の処遇を直ちに抜本改善すること。

③感染症対応の専門家を育成すること。

④保健福祉局とりわけ保健所については、平素から感染症対策の基盤を整備し、緊急時に対応できるようコロナ禍における他局からの支援や中途採用などの状況なども踏まえて人員増を図ること。

⑤生活保護のケースワーカーについて。

a) 担当ケース数が1人80人になるよう、速やかに拡充すること。

b) 異動サイクルや配属希望のやり方を見直すなどして、福祉事務所単位で専門性を高めるようにすること。

(4)投票率向上に関して。

①選挙公報の全戸配布中止は、市民が選挙に対する関心を高めたり、候補者等に対する知識を養ったりする機会を奪うもので、選挙を市民から遠ざけてしまうことになる。投票率向上にも逆行する。全戸配布に戻すこと。必要な予算を確保すること。

②開票日の開票場所については、市ホームページにわかりやすく掲載するなど、周知を徹底すること。

③当日の投票場所について、少なくとも区役所では区内の全有権者が投票できるようにすることや、当日や期日前の投票場所について、大型商業施設や大学等に設置するなど、投票しやすい環境整備につとめること。

(5)斎場整備に関して、必要炉数を再度精査して過大計画を見直すこと。瀬戸内市との共同整備からは撤退すること。

(6)自衛隊に市民の個人情報を提供しないこと。少なくとも、希望した人だけの分を提供するようにすること。

(7)平和の課題に対する市の取り組みについて。

①平和の課題の重要性からも、福祉援護課の本来的業務の性質からの乖離を考慮し、平和を専管する部署を独立して設けること。

②空襲展示室は、内容や利活用策を抜本的に充実させること。

- a) 市民を含めた運営委員会を設置すること。
- b) 他市事例を参考に、スペースを大幅拡張するよう施設のあり方を見直すこと。
- ③市内の戦争・戦災遺跡についてマップを作成すること。

(8)事業者指導課は、対象事業所の増加に応じた人員体制にすること。児童・高齢・障害の分野ごとの専門部署化を検討すること。

(9)水道局について。

- ①水道事業は、将来にわたって民営化しないこと。
- ②広域水道企業団の事業について、主体的にその進捗について把握すること。1期事業がR7に一段落することに向けて、2期を中止することなど今後の方針について主体的に意見すること。広域企業団の単価設定について、その積算根拠と企業債返済後の見通しについて、把握すること。
- ③水道会計を圧迫している受水費をそのままに、水道料金の値上げをしないこと。

以上